

外交記録公開

平成24年8月
外務省

(経緯)

外交記録公開の開始

➤ 外務省は、昭和11年(1936年)から主要文書を編さんした「日本外交文書」を公刊する等、主要外交文書の公開に尽力。

➤ 昭和46年(1971年)、外交史料館を開館。戦前期の文書閲覧を開始。

➤ 昭和51年(1976年)から自主的取り組みとして戦後期の文書についても公開を開始。昭和51年～平成20年末まで、計21回、1万2千冊強の文書を公開。

● 原則として、作成後30年を経過した外交記録については、一部の例外(国の重大な利益及び個人の利益が損なわれる場合)を除き、公開することとした。

● 公文書の一般的な非公開期間は、作成から30年を超えないものとすべきとし、いわゆる「30年ルール」の元となった、国際公文書館会議(International Council on Archives, ICA)マドリッド大会決議(1968年)等の国際的な流れを踏まえたもの。

(経緯)

外交記録公開規則の制定

- 平成22年3月，岡田外務大臣（当時）の委嘱により設置された有識者委員会は，4つのいわゆる「密約」に関する検証を行い，報告書を公表。
- その中で外交記録の管理と公開のあり方に関し，抜本的な対策が必要であることを提言。
- これを受け，岡田大臣（当時）を本部長とする外交記録公開・文書管理対策本部が設置され，議論の結果，平成22年5月，「外交記録の公開に関する規則」を新たに制定。

(運用)

外交記録公開の30年公開原則

➤ 外交記録公開規則は「外交記録が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、作成・取得から30年が経過した行政文書は公開するとの原則」を明記。

「(目的)

第1条 この規則は、外交記録が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、作成・取得から30年が経過した行政文書は公開するとの原則の下、外務省が保有する行政文書であって、作成又は取得から30年以上経過したもの及び保存期間が満了したもののうち歴史資料として重要なものを外務省大臣官房総務課外交史料館(以下「外交史料館」という。)に移管し、一般に公開するための手続等を定めることを目的とする。」

➤ 外交記録公開は、外務省独自の取組。公開／非公開の判断は、公文書管理法(利用制限事由について定めた第16条第1項第1号)に基づき行う。

➤ 政務レベルが委員長を務め、外部有識者が参加する外交記録公開推進委員会において公開審査を実施(特に外交情報)。

(運用)外交記録公開推進委員会

外交記録公開規則において、外交記録公開推進委員会の設置を規定。政務レベルの関与により外交記録公開の推進力を高め、専門的知見を有する外部有識者委員の参加により、審査の質を高め、透明性を更に向上。

構成

委員長:政務官, 副委員長:事務次官

常任委員:関係局長及び有識者委員(河野通和「考える人」編集長, 細谷雄一慶応大学教授, 宮城大蔵上智大学准教授)

役割

- ①多くの利用請求が見込まれる重要なファイル(特別審査対象ファイル)の特定。
- ②特別審査対象ファイルの移管・公開審査
- ③外交記録公開手続の迅速な遂行の指導・監督等

開催実績

- 第1回:平成22年6月17日(委員長:西村政務官(当時))
- 第2回:平成22年10月8日(委員長:山花政務官(当時))
- 第3回:平成22年12月21日(委員長:山花政務官(当時))
- 第4回:平成23年5月30日(委員長:山花政務官(当時))
- 第5回:平成23年10月14日(委員長:加藤政務官)
- 第6回:平成24年4月9日(委員長:中野政務官)

(運用)

外交記録公開の実績及び目標

目標

- 作成・取得から30年が経過した約22,000冊のファイルを3～4年で移管・公開(平成22年6月に岡田大臣(当時)が設定)。

公開実績

- 委員会発足(平成22年5月)後, 平成24年7月までに7,091冊を移管・公開(沖縄返還交渉268冊, 日米安保条約改定交渉23冊等)。

作業の加速化

- 公文書管理法の施行を受け, 平成23年4月に「通常審査」を導入。
- 平成23年10月以降, 作業を加速化した結果, 平成23年11月から本年7月までに5,575冊を移管・公開。

外交記録公開の実績（平成22年5月～）

平成24年8月

年月日	件名	ファイルの公開冊数	ファイルの主要テーマ
平成22年 6月17日	外交記録公開推進委員会第1回会合 （委員長：西村政務官（当時））		
7月 7日	外交記録ファイルの公開	37冊	沖縄返還交渉，日米安全保障条約改定交渉
10月 8日	外交記録公開推進委員会第2回会合 （委員長：山花政務官（当時））		
11月26日	外交記録ファイルの公開	582冊	沖縄返還交渉，日米貿易経済合同委員会，日米繊維交渉 ヴェトナム紛争等
12月21日	外交記録公開推進委員会第3回会合 （委員長：山花政務官（当時））		
12月22日	外交記録ファイルの公開	291冊	沖縄返還交渉，日米安全保障条約改定交渉，UNCTAD等
平成23年 2月18日	外交記録ファイルの公開	606冊	沖縄返還交渉，日米繊維交渉，ヴェトナム紛争，カンボディア問題等
5月30日	外交記録公開推進委員会第4回会合 （委員長：山花政務官（当時））		
10月14日	外交記録公開推進委員会第5回会合 （委員長：加藤政務官）		
11月 9日	通常審査対象ファイルの公開（第1回）	523冊	UNCTAD，ESCAP，ILO等
12月 7日	通常審査対象ファイルの公開（第2回）	1,042冊	UNESCO，OECD，ILO，国公賓等訪日，ESCAP，海洋 法，日本万国博覧会等
12月22日	特別審査対象ファイルの公開	126冊	沖縄返還交渉，日中国交正常化，日米貿易経済合同委員会，日米繊維交 渉等
平成24年 3月29日	通常審査対象ファイルの公開（第3回）	1,802冊	国際会議・条約（漁業等），EC，UNESCO，GATT等
4月 9日	外交記録公開推進委員会第6回会合 （委員長：中野政務官）		
平成24年 5月31日	通常審査対象ファイルの公開（第4回）	1,058冊	対米貿易合同委員会，諸外国との経済・貿易関係，諸外国政治・経済等
7月31日	特別審査対象ファイルの公開	76冊	沖縄返還交渉，日中国交正常化，サミット，日米貿易経済合同委員会， 日米繊維交渉等
	通常審査対象ファイルの公開（第5回）	948冊	諸外国との経済・貿易関係，諸外国政治・経済，国連，諸外国王室訪日 等
		平成22年5月～平成24年7月末の累計： 7,091冊 （平成23年11月～平成24年7月末の累計： 5,575冊）	

○外務省訓令第6号

外交記録公開に関する規則の全部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

外務大臣 松本 剛明

外交記録公開に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、外交記録が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、作成・取得から30年が経過した行政文書は公開するとの原則の下、外務省が保有する行政文書であって、作成又は取得から30年以上経過したもの及び保存期間が満了したもののうち歴史資料として重要なものを外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）に移管し、一般に公開するための手続等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政文書 外務省の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。以下同じ。）であって、外務省の職員が組織的に用いるものとして、外務省が保有しているものをいう。ただし、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第2条第4項各号に掲げるものを除く。
- (2) 行政文書ファイル等 外務省における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの及び単独で管理している行政文書をいう。
- (3) 歴史公文書等 歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。
- (4) 特定歴史公文書等 外交史料館に移管された歴史公文書等及び外務省大臣官房総務課外交史料館利用等規則（平成23年外務省訓令第4号）（以下「利用等規則」という。）第2条第1項の規定により外交史料館へ寄贈又は寄託された文書をいう。
- (5) 外交記録公開 第7条の審査の結果外交史料館に移管することとなった行政文書ファイル等を外交史料館に移管し、特定歴史公文書等として一般の利用に供することをいう。
- (6) 移管審査 行政文書ファイル等について、外交史料館への移管、廃棄又は保存期間の延長のいずれかの措置をとることを決定することをいう。

- (7) 公開審査 移管審査において外交史料館に移管することとされた行政文書ファイル等について、一般の利用を制限する情報を特定することをいう。

(外交記録公開推進委員会)

第3条 外交記録公開の円滑かつ迅速な実施を推進するため、外交記録公開推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者で構成するものとする。

- (1) 委員長 外務大臣が指定する外務副大臣又は外務大臣政務官
- (2) 副委員長 事務次官
- (3) 常任委員 官房長、外務報道官、総合外交政策局長、国際法局長、国際情報統括官又はこれらの代理及び外務大臣が意見を聴くために任命する外部有識者
- (4) 非常任委員 外交記録公開の対象となる行政文書ファイル等の内容に係る関係する局長級の者(前号に掲げる者を除く。)又はその代理及び外務大臣が意見を聴くために任命する外部有識者

3 外交記録公開推進委員会事務局は、次の各号に掲げる者で構成するものとする。

- (1) 事務局長 官房長
- (2) 事務局員 大臣官房総務課長、外交記録・情報公開室長、外交史料館長及び記録官

4 委員会は、定期的開催するほか、委員長が必要と認めるときは、臨時会合を開催することができる。

5 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第7条第2項の規定により委員会で審査することとなった行政文書ファイル等の移管審査及び公開審査を行うこと。
- (2) 第7条の手続により一般の利用を制限することとした情報のうち、時の経過により利用制限を解除する可能性があるかと判断されたものについて、時の経過を勘案し、再度公開審査を行うこと。
- (3) 大臣官房総務課長及び外務省行政文書管理規則(平成23年外務省訓令第3号)(以下「行政文書管理規則」という。)第5条に規定する文書管理者(以下単に「文書管理者」という。)の公開手続の迅速な遂行を指導及び監督すること。

(移管審査の対象)

第4条 移管審査の対象となる行政文書ファイル等は、外務省が保有する行政文書ファイル等のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有期限の保存期間が設定されているもの
- (2) 無期限の保存期間が設定されているもの(常用のものを除く。)のうち、作成・取得から30年以上経過するもの

(移管基準)

第5条 移管審査は、行政文書管理規則別表第2を踏まえて行う。

(公開基準)

第6条 公開審査は、外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（平成23年4月1日制定）を踏まえて行う。この場合において、情報の一般の利用の制限は、必要最小限のものでなければならない。

(審査手続)

第7条 第4条に規定する行政文書ファイル等のうち本省が保有するものの審査(通常審査)の手続は、次のとおりとする。ただし、次項の特別審査に付される行政文書ファイル等については、次項に定める手続に従って審査する。

- (1) 文書管理者(ただし、行政文書ファイル等が行政文書管理規則第16条に基づく大臣官房総務課長の集中管理の下にある場合は、当該行政文書ファイル等を大臣官房総務課長に引き継いだ文書管理者をいう。本条及び第9条において「主管文書管理者」という。)は、大臣官房総務課長の指示を受けて移管審査を行う。大臣官房総務課長は、当該主管文書管理者が行った移管審査の結果を踏まえ、外交史料館長の意見を聴取した上で、移管審査の結果につき官房長の了承を得る。
- (2) 大臣官房総務課長は、官房長の了承を得た移管審査の結果を委員長及び外務大臣に報告し、その了承を得る。移管審査の結果につき委員長及び外務大臣が了承しない場合には、外務大臣が当該審査結果の適否を判断する。大臣官房総務課長は、委員長及び外務大臣の判断を主管文書管理者に通知する。
- (3) 大臣官房総務課長は、前号の審査により移管することが適当と判断された行政文書ファイル等について委員会に報告する。
- (4) 大臣官房総務課長は、前号の行政文書ファイル等について公開審査を行い、その結果につき官房長の了承を得る。大臣官房総務課長は、官房長の了承を得た審査結果を主管文書管理者に通知する。
- (5) 大臣官房総務課長は、前号の審査において、当該行政文書ファイル等の主管文書管理者の意見を求めることができる。
- (6) 大臣官房総務課長は、第4号の審査の過程において、一部の行政文書ファイル等を廃棄することが適当と判断した場合は、主管文書管理者及び外交史料館長の意見を聴取した上で、当該行政文書ファイル等の廃棄について官房長の了承を得る。
- (7) 大臣官房総務課長は、前号において官房長が了承した結果につき委員長及び外務大臣に報告し、その了承を得る。審査結果につき委員長及び外務大臣が了承しない場合には、外務大臣が当該審査結果の適否を判断する。大臣官房総務課長は、

委員長及び外務大臣の判断を主管文書管理者に通知する。

- (8) 前号までの審査を実施した行政文書ファイル等が次条の規定により外交史料館に移管される時は、外務大臣が利用の決定を行う前に、当該行政文書ファイル等の外交史料館への移管前の主管文書管理者の意見を確認すべき旨の意見が付されるものとする。

2 第4条に規定する行政文書ファイル等のうち、本省が保有し、委員会で審査を行うものの審査（特別審査）の手続は次のとおりとする。

- (1) 主管文書管理者は、前項第1号の審査において、行政文書ファイル等のうち多くの利用請求が見込まれる重要な事案に関するものとして委員会が審査すべきものを指定することができる。大臣官房総務課長は、主管文書管理者の指定を踏まえ、外交史料館長の意見を聴取した上で、委員会で審査すべきものを選定する。
- (2) 委員会は、前号の選定を受け、委員会が審査する行政文書ファイル等を決定する。委員会は、この決定により審査の対象とされた行政文書ファイル等のほか、必要と認める行政文書ファイル等を審査の対象に加えることができる。
- (3) 大臣官房総務課長は、前号の規定により委員会が審査することとなった行政文書ファイル等について、前項第1号の移管審査の結果を委員会に報告する。
- (4) 委員会は、前号の規定に基づき報告された移管審査の結果の適否を判断する。委員会が当該審査結果を不相当と判断したときは、大臣官房総務課長及び主管文書管理者は再審査を行う。大臣官房総務課長及び主管文書管理者による再審査の結果が委員会において再び不相当と判断される場合には、委員会の判断が優先する。
- (5) 委員会は、前号の判断を外務大臣に報告し、その了承を得る。外務大臣が委員会の判断を了承しない場合には、外務大臣が当該審査結果の適否を判断する。大臣官房総務課長は、外務大臣の判断を主管文書管理者に通知する。
- (6) 大臣官房総務課長は、前号までの手続により移管することが相当と判断された行政文書ファイル等について公開審査を行う（一次審査）。
- (7) 主管文書管理者は、大臣官房総務課長が定める期限内に一次審査（前号の規定による審査をいう。以下同じ。）の結果について必要な確認を行い（二次審査）、審査結果を大臣官房総務課長に報告する。前号及び本号の審査結果が異なる場合には、大臣官房総務課長は、主管文書管理者と協議を行う。
- (8) 大臣官房総務課長は、前号に規定する手続を経て得られた審査結果を委員会に報告する。ただし、公開審査により、一部の行政文書ファイル等について廃棄が相当と判断された場合は、大臣官房総務課長は、外交史料館長の意見を聴取した上で、当該行政文書ファイル等の廃棄について委員会へ報告する。
- (9) 委員会は、前号に基づき報告された公開審査の結果の適否を判断する。委員会が不相当と判断したときは、大臣官房総務課長及び主管文書管理者は再審査を行う。大臣官房総務課長及び主管文書管理者による再審査の結果が委員会において再び

不適当と判断される場合には、委員会の判断が優先する。

(10) 委員会は、前号の判断を外務大臣に報告し、その了承を得る。外務大臣が委員会の判断を了承しない場合は、外務大臣が当該審査結果の適否を判断する。大臣官房総務課長は、外務大臣の判断を主管文書管理者に通知する。

3 第4条に規定する行政文書ファイル等のうち在外公館が保有するものの審査の手続は次のとおりとする。

(1) 主管文書管理者は、大臣官房総務課長の指示を受けて移管審査を行う。大臣官房総務課長は、当該主管文書管理者が行った移管審査の結果を踏まえ、外交史料館長の意見を聴取した上で、移管審査の結果につき官房長の了承を得る。

(2) 大臣官房総務課長は、官房長の了承を得た審査結果を委員長及び外務大臣に報告し、その了承を得る。審査結果につき委員長及び外務大臣が了承しない場合には、外務大臣が当該審査結果の適否を判断する。大臣官房総務課長は、委員長及び外務大臣の判断について主管文書管理者に通知する。

(3) 前号に続く手続は、第1項第3号から第8号までの規定を準用する。

4 本条に規定する手続によって保存期間の延長が決定された行政文書ファイル等について、延長後の保存期間が満了したときは、第1項、第2項又は前項の規定により再度移管審査を行う。ただし、行政文書ファイル等の保存期間の延長は、職務の遂行上必要な限度において行うものとする。

(行政文書ファイル等の外交史料館への移管及び公文書管理法第8条第3項の意見との関係)

第8条 公開審査を終えた行政文書ファイル等は、速やかに外交史料館へ移管され、特定歴史公文書等として一般の利用に供されるものとする。その際、公文書管理法第8条第3項の意見を付さなければならない場合にあつては、前条の規定による公開審査の結果を当該意見とみなす。

(利用等規則第14条第3項の意見提出機会との関係)

第9条 外務大臣が利用等規則第14条第3項に基づく意見提出機会の付与を受けたときは、大臣官房総務課長は、主管文書管理者の意見を踏まえ、当該情報の一般の利用を制限することの適否を判断し、官房長の了承を得た上で、適当と認める場合には意見書を作成し、外交史料館長に送付する。

附 則

この訓令は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２２年１１月２日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。